

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第29号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 <u>同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。</u></p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 <u>（その日に平成21年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号）附則第2項に規定する減額改定対象職員をいう。第4条第3項第4号において同じ。）であった者に限る。）</u> 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「<u>係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた</u>」とする。</p> <p>(5) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 <u>（その日に平成23年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第77号）附則第2項に規定する減額改定対象職員をいう。第4条第3項第5号において同じ。）であった者に限る。）</u> 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「<u>係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第77号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則</u></p>

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額及び」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（特地勤務手当に準ずる手当）

第4条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転

第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額及び」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額並びに同日」とする。

（特地勤務手当に準ずる手当）

第4条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転

の日は平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

の日は平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 （その日に平成21年度減額改定対象職員であった者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

（5） 条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日は平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員であった者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第77号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

（1） 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

（1） 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額並びに」

(2) 育児短時間勤務職員等であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額及び」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

5 [略]

同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの第2項(前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額及び」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額並びに同日」とする。

5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。